

## 第2章第13部

### 歯科矯正

#### 第1節 歯科矯正料

##### 歯科矯正診断料

(注の変更)

注1 歯科矯正のための治療計画書を作成した場合に算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、病名、症状、治療内容、治療期間、治療頻度、保定等について記載した治療計画書を作成し、患者に対し、その内容について検査資料を用いて説明した上で、文書により情報提供を行った場合に算定する。

(注の変更)

注2 歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチプラケット法を開始したとき、保定を開始したとき及び顎切除を実施するとき、各々につき1回に限り算定する。

注2 歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチプラケット法を開始したとき及び保定を開始したとき、各々につき1回に限り算定する。

##### 顎口腔機能診断料

(注の変更)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に

歯科矯正管理料  
(注の変更)

届け出た保険医療機関において、顎変形症の歯科矯正に係る顎口腔機能分析及び歯科矯正診断を行い、治療計画書を作成した場合に算定する。

注 1 計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、療養上必要な指導を行ったとき又は経過模型による歯の移動等の管理を行ったときに算定する。

届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る顎口腔機能分析及び歯科矯正診断を行い、病名、症状、治療内容（手術を含む。）、治療期間、治療頻度、保定等について記載した治療計画書を歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関及び口腔に関する医療を担当する保険医療機関が連携して作成し、患者に対し、その内容について検査資料を用いて説明した上で、文書により情報提供を行った場合に算定する。

→注 1 区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の注1又は区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の注1に規定する治療計画書に基づき、計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、当該保険医療機関において動的治療が開始された患者に対し、療養上必要な指導及び機械的歯面清掃等を行うとともに経過模型による歯の移動等の管理を行った上で、具体的な指導管理の内容について説明し、文書により情報提供を行った場合に算定する。

(注の変更)	注 2 区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料又は区分番号 A 0 0 1 に掲げるかかりつけ歯科医初診料を算定した月の翌月以後に算定する。	→	注 2 区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料を算定した月の翌月以後に算定する。
(注の削除)	注 3 動的処置の開始の日又はマルチプラケット法の開始の日から起算して 1 年以内に算定する場合は、所定点数に 50 点を加算する。	→	(削除)
(注の変更)	注 5 歯科矯正管理を受けている患者に対して行った区分番号 B 0 0 0 に掲げる歯科口腔衛生指導、区分番号 B 0 0 1 に掲げる歯周疾患指導管理又は区分番号 B 0 0 2 に掲げる歯科特定疾患療養指導の費用は、歯科矯正管理料に含まれるものとする。	→	注 4 区分番号 B 0 0 0 - 3 に掲げる歯科疾患総合指導料、区分番号 B 0 0 4 - 8 に掲げる歯科疾患継続指導料又は区分番号 C 0 0 6 に掲げる老人訪問口腔指導管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、それぞれの区分の所定点数に含まれるものとする。
模型調製（一組につき）	1 平行模型		
(注の変更)	注 頸態模型を調製した場合又は模型製作に当たってプラスターべースを使用した場合は、200 点を加算する。	→	注 頸態模型を調製した場合は、200 点を加算する。
装着	1 装置（1 装置につき）		1 装置（1 装置につき）

	<p>イ 可撤式装置 300点</p> <p>注 矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成した場合は、400点を加算する。</p>		<p>イ 可撤式装置 300点</p> <p>注 矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対し、その内容について説明した上で、文書により情報提供を行った場合は、400点を加算する。</p>
(注の変更)	<p>ロ 固定式装置 400点</p> <p>注1 固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。</p> <p>注2 矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成した場合は、400点を加算する。</p>		<p>ロ 固定式装置 400点</p> <p>注1 固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。</p> <p>注2 矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対し、その内容について説明した上で、文書により情報提供を行った場合は、400点を加算する。</p>
(注の変更)			
マルチブラケット装置（1装置につき）	<p>注1 上顎の歯科矯正に当たって、マルチブラケット装置を製作した場合には、ステップⅠ、ステップⅡ、ステップⅢ及びステップⅣの各々につき最初の1装置に限り500点を加算する。</p>		(削除)
(注の削除)			